

2017年10月02日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

**【南米西岸】チリ(IQUIQUE)向け貨物 MSDS・危険品明細の
受荷主様への送付に関するお願い**

平素より、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、2017年9月からチリ税関の要請により本船入港の48時間前迄にMSDS及び危険品明細の提出が義務付けられたことにより、チリ向け危険品貨物につき当社現地代理店の速やかな必要書類取得へのご協力をお願いさせて頂きたくご連絡致します。

尚、提出不備がある場合は貨物の荷揚げが不可となります。また提出不備に起因した余剰費用につきましては受荷主様負担となりますので、円滑な書類提出となるべくお客様各位におかれましては必要書類を受荷主様へ送付頂きます様より一層のご理解・ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 : 即日
2. 適用対象 : チリ Iquique 向け危険品貨物
3. 必要書類 : MSDS
危険品明細

以上